

建築物や工作物の解体等工事を行う場合には 石綿含有建材の調査が必要です

元請業者及び自主施工者は、建築物や工作物を解体・改造・補修する前に、石綿含有建材が使われていないかの調査を行う必要があります

- 事前調査は「設計図書等の書面確認」および「現地の目視確認」の両方で行います。
これら調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかった場合には、「分析調査」を行うか「石綿が使用されているものとみなして処分」を行う必要があります
- **令和5年（2023年）10月1日以降に着工する建築物の解体等工事**の事前調査は、必要な知識を有する以下の資格者等に行わせる必要があります。
 - ・ **建築物石綿含有建材調査者**（一戸建て等石綿含有建材調査者は一戸建て住宅・共同住宅の内部に限定）
 - ・ **令和5年9月末までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者**
- 事前調査の結果について、元請業者は発注者に書面で説明しなければなりません。
また、石綿の使用の有無に関わらず、元請業者及び自主施工者は事前調査結果の記録を作成し、その写しを工事現場に備え置くとともに、公衆の見やすい場所に調査結果を掲示（A3サイズ以上）する必要があります。
- 工事終了後3年間は、事前調査結果の記録や発注者への説明書面（写し）の保存が必要です。

一定規模以上の解体等工事を行う場合、元請業者及び自主施工者は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査の結果を北海道等に報告しなければなりません

<事前調査結果の報告が必要な工事>

- ・ **解体作業の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事**
 - ・ **請負金額の合計額が100万円以上の「建築物の改造・改修工事」、「工作物の解体・改造・補修工事」**
- 上記要件に該当する調査結果の報告は、原則として『**石綿事前調査結果報告システム**』で行います。（石綿障害予防規則に基づく労働基準監督署への報告も同時に行えます）
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



レベル1・レベル2建材が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合は、『**特定粉じん排出等作業実施届出書**』の提出が必要です

- 事前調査の結果、吹付け石綿（レベル1建材）または石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル2建材）が使用されている（みなしを含む）建築物等の解体等工事を行う場合、**発注者**及び**自主施工者**は、作業を実施する14日前までに届出をしなければなりません。
- また、石綿含有成形板や石綿含有仕上塗材などのレベル3建材を含み、除去作業の実施にあたっては、**元請業者・自主施工者**のほか**下請負人**についても、作業基準を遵守する必要があります。
（基準等の詳細については『**建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル**（令和3年3月、令和4年3月改訂）』をご覧ください）
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



特定粉じん排出等作業の完了後、元請業者等は、発注者への報告や実施結果の記録の作成等を行う必要があります

- 元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、工事が適切に行われているかを確認し、その結果を書面で発注者へ報告するとともに、作業結果の記録を作成し、工事終了後3年間は、発注者への報告書面（写し）とともに、保存しなければなりません。
- 自主施工者も、作業結果の記録の作成と工事終了後3年間の保存が必要です。

問い合わせたいことがある、届出書を提出したい場合は……

- 石綿(アスベスト)に関するお問い合わせ等は、工事を実施する地域の振興局(札幌市、函館市、旭川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、北斗市内の工事は各市の環境担当部局)までお願いします。

問合せ先	所在地	電話番号
空知総合振興局 (環境生活課)	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0041
石狩振興局 (環境生活課)	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階	011-204-5822
後志総合振興局 (環境生活課)	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352
胆振総合振興局 (環境生活課)	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 おろらん広域センタービル	0143-24-9575
日高振興局 (環境生活課)	〒057-8558 浦河町栄丘東通56	0146-22-9252
渡島総合振興局 (環境生活課)	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9437
檜山振興局 (環境生活課)	〒043-8558 江差町字陣屋町336-3	0139-52-6492
上川総合振興局 (環境生活課)	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5920
留萌振興局 (環境生活課)	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8432
宗谷総合振興局 (環境生活課)	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2920
オホーツク総合振興局 (環境生活課)	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0628
十勝総合振興局 (環境生活課)	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-26-9027
釧路総合振興局 (環境生活課)	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9152
根室振興局 (環境生活課)	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28	0153-23-6820
環境生活部環境保全局循環型社会推進課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5192
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2882
函館市環境部環境対策課	〒040-8666 函館市東雲町4番13号	0138-51-3348
旭川市環境部環境指導課	〒070-8525 旭川市6条通9丁目	0166-25-6369
小樽市生活環境部環境課	〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
室蘭市生活環境部環境課	〒051-8511 室蘭市幸町1番2号	0143-23-2225
苫小牧市環境衛生部環境保全課	〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地の25	0144-57-8806
北斗市市民部環境課	〒049-0192 北斗市中央1丁目3-10	0138-73-3111

- 石綿に関する情報は『[北海道アスベスト情報ポータルサイト](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/contents/asbest/asbest.html)』にも掲載していますのでこちらもぜひご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/contents/asbest/asbest.html>



令和5年(2023年)9月
北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課